

熊本市結婚チャレンジ事業費補助金交付要綱

制定	平成30年	2月19日	健康福祉局長決裁
改正	令和元年	9月6日	健康福祉局長決裁
改正	令和2年	11月13日	子ども政策課長決裁
改正	令和3年	12月10日	子ども政策課長決裁
改正	令和4年	9月9日	子ども政策課長決裁

(通則)

第1条 熊本市結婚チャレンジ事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、少子化対策の一環として、独身男女に出会いの場を提供するイベント等を実施することにより、結婚を希望する者を社会全体で応援する環境づくりを推進するために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象となる事業は、「熊本市結婚チャレンジ事業実施要綱」（以下実施要綱という。）に基づき選定した補助対象団体が実施する結婚チャレンジ事業（以下「事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 事業に係る補助対象経費は、別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、そのいずれか少ない方の額とし、補助対象事業1回につき100,000円を上限とする。ただし、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第6条 対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条第1項の補助金等交付申請書（様式第1号）を次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 補助金所要額調書（別記第2号様式）
- (3) 歳入歳出予算書（別記第3号様式）

2 申請日時点で既に事業を実施した対象団体にあつては、前項の事業計画書に代えて、第8条第1項に掲げる実績報告書を提出するものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更する場合には、

前条に定める申請手続きを準用する。ただし、同条第1項中「規則第4条」とあるのは「規則第7条」、「補助金等交付申請書（様式第1号）」とあるのは「補助事業等計画変更申請書（様式第3号）」と読み替える。

（実績報告）

第8条 補助を受けた対象団体は補助金の交付の決定を受けた補助金については、それぞれ実績報告書（別記第4号様式）を次に掲げる書類を添えて、次項に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金精算書(別記第5号様式)

(2) 歳入歳出決算書（別記第6号様式）

2 前項に定める期日は、事業を完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。ただし、第6条第2項により、申請時点で既に実績報告書を提出した対象団体にあつては、前項の補助金精算書及び歳入歳出決算書を、補助金の交付の決定を受けた日以降、速やかに提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年 2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 9月 6日から施行し、平成31年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2年11月13日から施行し、令和 2年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3年12月10日から施行し、令和 3年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4年 9月 9日から施行し、令和 4年 4月 1日から適用する。

別表

対象経費	
<p>事業の実施に直接必要な経費で、右欄に掲げる経費とする。</p> <p>ただし、参加者が個人的に消費する飲食代、会場までの交通費、宿泊費、賞品代等の経費並びに備品購入費並びに事業者の経常的経費及び人件費を除く。</p> <p>また、対象団体が、消費税課税事業者である場合は、経費のうち消費税及び地方消費税の額を除く。</p>	<p>賃金、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、手数料、保険料、筆耕料、委託料、会場借上料、施設使用料、機材等借上料</p>